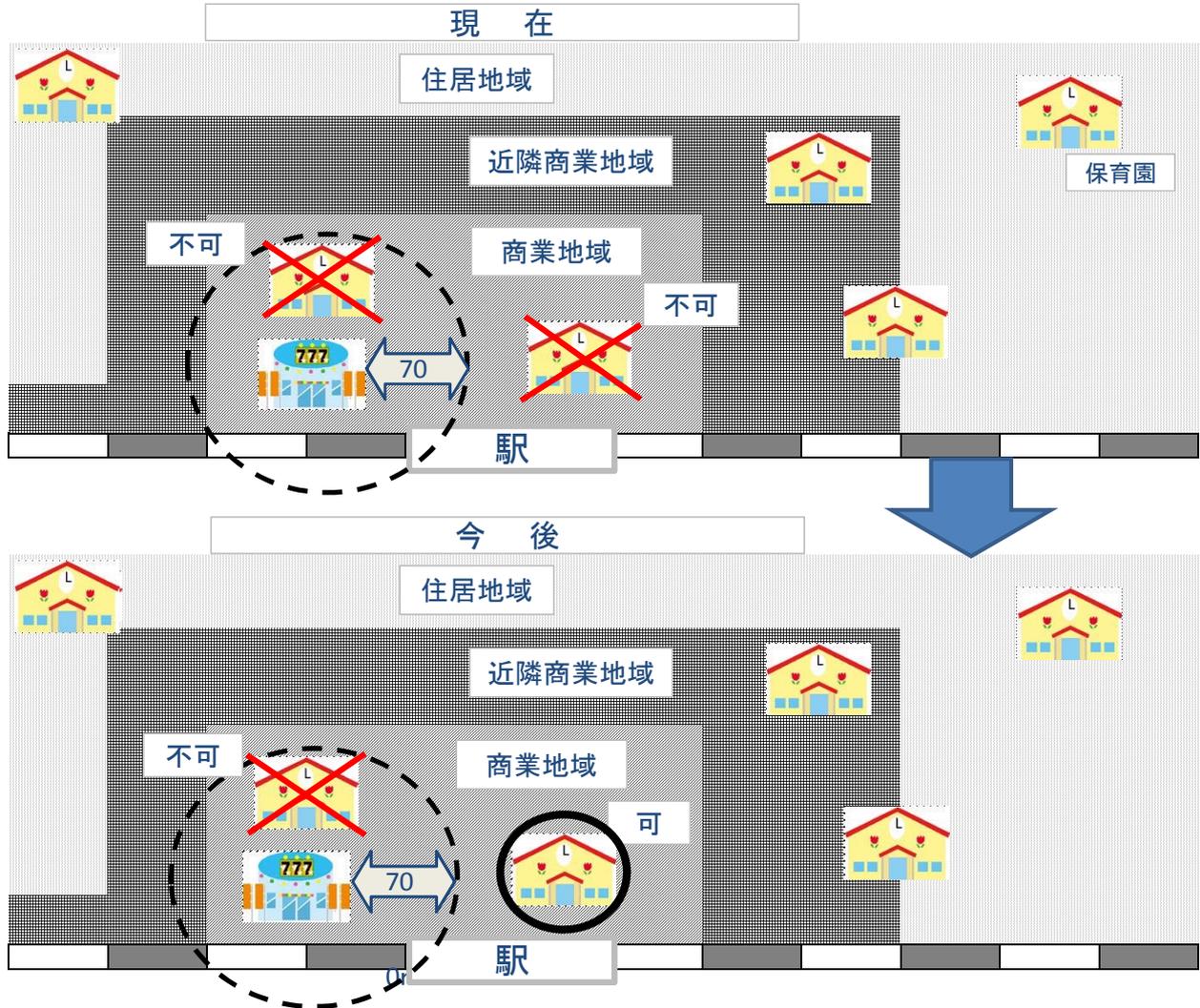


保育園 整備可能区域の拡大(案)

資料3

市川市では、平成24年から、**商業地域**内の保育園整備を控えてきましたが、保育需要の増加に伴い、一定条件をクリアした施設について、新たな認可保育園としての整備を進めることとしました。



条件

- ① 今後の保育需要が見込まれ、現在の保育所数から不足すると考えられる地域
理由； 保育需要が多く、積極的に認可保育園を整備する必要がある地域
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例に定める営業所が、保育所予定敷地の周囲百メートル(営業所が商業地域内にある場合にあつては、七十メートル)に**既に存在しない**場所
理由； 既に風営法対象施設が存在し、新たな認可保育園を整備するには適当でないと判断する場所

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 で規制対象となる業種 (第2条)

- ① キヤバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待(歓乐的雰囲気醸し出す方法により客をもてなす)をして客に遊興又は飲食をさせる営業)
- ② 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、照度を十ルクス以下として営むもの
- ③ まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業